

国の鳥獣保護施策の方向性

国は、鳥獣保護事業を積極的に推進するため、都道府県と連携、協力しつつ、全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から国全体としての鳥獣の保護管理の方向について示すとともに、以下に掲げる施策を推進する。

また、都道府県が鳥獣保護事業計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の支援に努める。

1 鳥獣保護区、特別保護地区に関する事項

- 全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定、整備等を計画的に進める。また、鳥獣保護管理のモデルとなるような適切な管理を図る。
- 湿原、湖沼、干潟などの湿地でラムサール条約基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行ったうえで、ラムサール条約湿地の登録に努める。

2 鳥獣の生息の状況の調査等に関する事項

- 渡り鳥の飛来経路や鳥獣の重要な繁殖地などの情報・分析を行うため、標識調査のほか、発信機を使用した調査等により、きめ細かな鳥類の移動経路に係る情報収集を進める。
- また、鳥獣の生息状況、その他の自然環境、社会的環境の変化に応じて必要な調査を実施するとともに、鳥獣の生態、生息状況、捕獲技術等に関する調査・研究及び、科学的・計画的な鳥獣保護管理の基礎となる鳥獣関係統計及び野生鳥獣情報システムについて必要に応じて見直しを進める。
- なお、海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類などこれまでの情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するとともに、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図る。
- 法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、生息状況等の調査を関係省庁と連携して行い、保護管理の状況についても、関係省庁と連携して情報収集、分析に努める。

3 国際的取組の推進

渡り鳥及びその生息地の保全を図るため、二国間の渡り鳥保護に関する条約・協定や、東アジア・オーストラリア地域におけるパートナーシップの枠組みに基づき、関係国と連携、協力しつつ、国際的取組の推進を図る。

4 人材の育成 【WGにおいて検討中】

国や地方自治体等においては、職員の研修等による専門性の充実、専門的知見を有する人材を登録等により活用する制度の構築、特定計画の実施に資する民間団体の育成など、人材を育成・確保する仕組みの充実を研究機関や大学等とも連携しながら図る。

5 広域的及び地域的な鳥獣保護管理の推進 【WGにおいて検討中】

都道府県等における効果的な鳥獣の保護管理を支援するために、国は、広域的に保護管理すべき地域個体群について、その全国的な輪郭及び保護管理の方向性を指針などにより提示するとともに、特定計画における地域や年次に応じた下位計画の策定に関する考え方を基本指針において整理する。

6 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

○鳥獣の人工増殖及び放鳥獣、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可、鳥獣保護事業に関する普及啓発、傷病鳥獣への対応について全国的、国際的見地から必要と認められる施策について実施する。 【WGにおいて検討中】

○狩猟の適正化のため、狩猟鳥獣の種の見直し、捕獲禁止又は制限の見直しを定期的に行う。【WGにおいて検討中】

○指定猟法禁止区域制度については、都道府県との連携を図りつつ、区域の指定を進めるとともに、必要な調査、検討を行う。

○鳥獣の輸出入規制については、特定輸入鳥獣に関する標識の制度の適切な実施を図る。